平成２２年（フ）第９７０４号
大阪府茨木市横江２丁目３番37号
債務者　株式会社フジ技研
代表者代表取締役　高相　元久
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森田　　豪
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月14日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９号
札幌市西区西町南12丁目１番38号
債務者　株式会社ファータイル
代表者代表取締役　井上さおり
1　決定年月日時　平成23年１月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山上　晃広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月15日午前11時
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５９号
京都府舞鶴市字吉坂543番地３
債務者　興栄商事株式会社
代表者代表取締役　谷口　茂樹
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大西　秀憲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月15日午後２時30分
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２２年（フ）第４８６号
香川県高松市伏石町2126番地２
債務者　川栄開発有限会社
代表者代表取締役　竹本　律子
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀井　　茂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月15日午後２時
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第３６７６号
横浜市緑区霧が丘４丁目８－３　第２霧が丘レジデンス５号、商業登記簿上の本店所在地
東京都渋谷区恵比寿南１丁目14番３号
債務者　株式会社トルマーコーポレーション
代表者代表取締役　三好　　徹
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三橋　　潔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月18日午後１時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９号
東京都中央区銀座５丁目２番１号
債務者　有限会社楽友軒
代表者取締役　松並　謙二
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林戸　孝行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月18日午後３時50分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５７０号
山梨県甲斐市竜王新町959番地の２
債務者　有限会社清水保温工業
代表者代表取締役　清水　治安
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀内　寿人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月18日午後１時30分
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４３号
兵庫県西脇市上野219番地
債務者　株式会社せいほうツアー
代表者代表取締役　早崎　　明
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉原美由希
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月21日午後１時30分
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第７０７号
埼玉県春日部市大場244番地５―107号
債務者　有限会社東阪サービス
代表者代表取締役　吉田　孝雄
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池永　知樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月22日午前11時
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２１００号
大阪市天王寺区上本町６丁目９番17号
債務者　株式会社ＦＩＥＬＤ（旧商号明治建物株式会社）
代表者代表取締役　平山　秀雄
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安　　由美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月22日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１号
愛知県豊田市大坂町御堂前128番地３
債務者　有限会社小原美瑛
代表取締役　水野　史朗
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅村　浩司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月16日午後２時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第６７号
愛知県一宮市今伊勢町本神戸中道９－６　中島方、住民票上の住所京都府舞鶴市字小倉1061番地の15
債務者　谷口　茂樹
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大西　秀憲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月15日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２２年（フ）第４８７号
香川県高松市元山町320番地３、住民票上の住所香川県高松市木太町4047番地
債務者　竹本　律子（旧姓川西）
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀井　　茂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月15日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第５２９号
山梨県中央市山之神22番地22、申立時の住所山梨県南アルプス市在家塚2234番地72
債務者　細内　元彦
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月８日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５３０号
山梨県中央市山之神22番地22、申立時の住所山梨県南アルプス市在家塚2234番地72
債務者　細内　優子
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月８日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係